

(参考)

○災害が発生した場合の本市の職員配備基準

設置組織	区 分	条 件 等	配備基準
危機管理センター	警戒配備1号	①本市域に震度4の地震を観測したとき ②大阪府に津波注意報が発表されたとき ③情報収集及び災害の警戒が必要なとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
	警戒配備2号	①本市域に震度5弱又は震度5強の地震を観測したとき ②災害の発生が相当程度に予測され、その事前対策をとる必要があるとき、又は局地的な災害が発生したとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員を配備
災害対策本部	対策配備	①災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき ②大阪府に津波警報(津波)が発表されたとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備 ○危機管理センター員全員
	全員配備	①本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき ②本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき ③大阪府に津波警報(大津波)が発表されたとき	市の総力あげて応急対策に取り組むため全員を配備 ○市職員全員

○武力攻撃等が発生した場合の本市の職員配備基準

設置組織	区 分	条 件 等	配備基準
危機管理センター 又は 危機管理対策本部 又は 災害対策本部 又は 国民保護対策本部 又は 緊急対処事態対策本部	全員配備	1 警報の発令又は緊急通報の発令の通知を受けた場合で、市域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれるとき。 2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。	市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備
	対策配備	1 警報の発令又は緊急通報の発令の通知を受けた場合で、上記第1項に該当しないとき。(「地域」に含まれない場合又は示されない場合) 2 近隣市町村が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき。 3 府域(市域を除く。)において、武力攻撃災害が発生したとき。 4 他市町村住民の救援の指示を国から受けたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員を配備
	警戒配備 (警戒配備2)	1 府域(市域を除く。)において、緊急対処事態における災害が発生したとき。 2 国による事態認定はがなされているが、上記の各項目には該当しない場合。	情報収集及び伝達に必要な人員を配備